

平成27年10月16日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 **渡邊裕一**  
平成26年(ネ)第260号, 同年(ネ)第375号 損害賠償請求控訴, 同附帯控訴事件  
(原審・札幌地方裁判所平成16年(ワ)第36号(甲事件), 平成18年(ワ)第179  
8号(乙事件), 平成21年(ワ)第1696号(丙事件))

口頭弁論終結の日 平成27年6月17日

判 決

東京都渋谷区松濤1丁目1番2号

控訴人兼被控訴人兼附帯被控訴人(原審甲乙丙各事件被告)

世界平和統一家庭連合  
(旧名称・世界基督教統一神霊協会)  
(以下「1審被告」という。)

代表者代表役員

徳 野 英 治

訴訟代理人弁護士

藤 野 義 昭

同

鐘 築 優

札幌市豊平区

控訴人(原審甲事件原告)

(以下「1審原告」という。)

北海道

被控訴人兼附帯控訴人(原審甲事件原告)

(以下「1審原告」という。)

東京都

被控訴人兼附帯控訴人(原審甲事件原告)

(旧姓



3 1 審原告●●● 1 審原告●●●及び1 審原告●●●の各附帯控訴の趣旨

- (1) 原判決中、1 審原告●●● 1 審原告●●●及び1 審原告●●●の各敗訴部分を取り消す。
- (2) 1 審被告は、1 審原告●●●に対し、538万8000円及びこれに対する平成14年11月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 1 審被告は、1 審原告●●●に対し、517万6710円及びこれに対する平成6年9月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (4) 1 審被告は、1 審原告●●●に対し、1167万1692円及びこれに対する平成18年8月12日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (5) 訴訟費用は、第1、2審とも1 審被告の負担とする。

第2 事案の概要

- 1 本件は、宗教法人である1 審被告の元信者、その親族（かつて親族であった者も含む。）又は友人である原審甲乙丙各事件の原審原告ら40名が、1 審被告の信者ら（以下「1 審被告信者ら」という。）の行った違法な勧誘行為により、献金や商品の購入をさせられて損害を被ったと主張して、1 審被告に対し、主位的に民法709条に基づき、予備的に同法715条1項に基づき、献金相当額、商品購入相当額、慰謝料及び弁護士費用（元信者である原審原告らの一部については入教関連費も含む。）並びにこれらに対する遅延損害金の支払を求めた事案である。

原審は、1 審原告●●●の請求を1147万9896円及びこれに対する1 審被告脱会後の日である平成14年11月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で（請求は1686万7896円及びこれに対する平成14年11月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払）、1 審原告●●●の請求を435万5094円及びこれに対する1 審被告脱会後の日である平成6年9月1日から支払済みま

で民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で（請求は953万1804円及びこれに対する平成6年8月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払）、1審原告■■■■の請求を2269万7259円及びこれに対する1審被告脱会後の日である平成18年8月12日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で（請求は3436万8951円及びこれに対する平成18年8月12日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払）それぞれ認容し、上記1審原告3名のその余の請求及び1審原告■■■■（請求は2253万6069円及びこれに対する平成12年11月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払）を含むそのほかの原審原告らの請求をいずれも棄却した。

これに対し、1審被告及び1審原告■■■■が各敗訴部分を不服として控訴し、1審原告■■■■、1審原告■■■■及び1審原告■■■■（以下、この3名を「1審原告3名」ともいう。）も各敗訴部分を不服として附帯控訴をした（なお、1審原告■■■■の遅延損害金の支払を求める始期は原判決認定のとおりである。また、上記の1審原告ら4名は、いずれも1審被告の元信者である。）。なお、そのほかの原審原告らは、控訴をしなかった。

2 前提となる事実、争点及びこれに対する当事者の主張は、次のとおり補正するほか、原判決書「事実及び理由」欄の「第2章 事案の概要等」第2及び第3に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決書6頁16行目の「被告」を「1審被告」と改め、以下も同様とする。

(2) 原判決書6頁19行目から7頁12行目までを次のとおり改める。

「1審原告■■■■、1審原告■■■■、1審原告■■■■及び1審原告■■■■（以下「1審原告ら」という。）は、かつて1審被告の信者となり、後に脱退した者である。

また、原审原告[REDACTED]、同[REDACTED]、同[REDACTED]、同[REDACTED]、同[REDACTED]、同[REDACTED]、同[REDACTED]、同[REDACTED]、同[REDACTED]、同[REDACTED]、同[REDACTED]及び訴外[REDACTED]（以下「前訴提起原告ら」という。）は、1審被告を被告として、平成4年9月26日、札幌地方裁判所に対し、1審被告の違法な伝道活動によって信教の自由が侵害されたとして、入教関係費及び献金と同額の損害賠償及び慰謝料の支払を求める訴訟を提起したところ（同裁判所平成4年(ワ)第1775号事件）、同事件について、札幌地方裁判所は平成13年6月29日に前訴提起原告らの一部勝訴判決を、1審被告の控訴を受けた札幌高等裁判所は平成15年3月14日に控訴棄却判決を（同裁判所平成13年(ネ)第331号事件）、上告及び上告受理申立てを受けた最高裁判所は平成15年10月10日に上告棄却決定及び上告不受理決定をし（同裁判所平成15年(オ)第1111号事件、同年(受)第1172号事件）、前訴提起原告らの一部勝訴判決が確定した（以下、当該事件を「前訴」という。）。

- (3) 原判決書7頁13行目から8頁4行目までを削る。
- (4) 原判決書18頁22行目の「被告信者」を「1審被告信者」と改め、以下も同様とする。
- (5) 原判決書20頁12行目の「被告信者ら」を「1審被告信者ら」と改め、以下も同様とする。
- (6) 原判決書20頁17行目の「原告ら」を「1審原告ら」と改め、以下も同様とする（ただし、後に補正した部分を除く。）。
- (7) 原判決書36頁6行目の「信者原告ら」を「1審原告ら」と改め、以下も同様とする。
- (8) 原判決書48頁16行目から19行目までを削る。
- (9) 原判決書48頁22行目から49頁25行目までを次のとおり改める。

「1審原告らは、原判決書別紙2（ただし、各1審原告に関する部分。以

下、ほかの別紙についても同じ。)「入信経過等一覧表」の「日付」欄記載のころ、「コース名等」、「場所」及び「説明等」の各欄記載のとおり、伝道を受けて統一協会に入信し、統一協会の教育課程を受講し、献身したり合同結婚式による祝福を受けたりしたが、親族等に保護されるなどして、統一協会から脱会した。

1 審原告らは、入教及び入教後の教育関係費(以下「入教関係費」という。)並びに献金として、原判決書別紙3「被害状況一覧表」の「期間等」欄記載の時期に、「内容」欄及び「金額」欄記載の費用を支払った。入教関係費及び献金を支払うに至った経緯は、「支払時前後の状況」欄に記載のとおりである。

また、1 審原告らは、原判決書別紙3「被害状況一覧表」の「代金支払期日」欄記載のころ、「購入時前後の状況」欄記載の経緯により、「品名」欄記載の物品を購入し、「金額」欄記載の金員を支払った。

1 審原告らが上記の各金員を支出したことは、1 審被告信者らの不法行為と相当因果関係のある損害である。

また、1 審原告らは、1 審被告信者らの不法行為によって、精神的苦痛を被ったところ、その慰謝料としては原判決書別紙1「請求金額一覧表」の「慰謝料」欄に各記載の金額が相当である。

さらに、1 審被告信者らの不法行為と相当因果関係のある弁護士費用は、1 審原告らがそれぞれ被った損害の1割とするのが相当であり、具体的には、原判決書別紙1「請求金額一覧表」の「弁護士費用」欄に各記載の金額が相当である。

そして、遅延損害金は、1 審原告らがそれぞれ1 審被告を脱会した後の日である原判決書別紙1「請求金額一覧表」の「附帯請求起算日」欄の各日を起算日として、各支払済みまで民法所定の年5分の割合で付するべきである。

以上によれば、1 審原告らの被った損害は、原判決書別紙1「請求金額一

覧表」の「請求総額」欄記載の金額及びこれに対する「附帯請求起算日」欄記載の各日から支払済みまで年5分の割合による金額である。」

- (10) 原判決書50頁1行目の「並びに訴外亡●●●●及び訴外亡●●●●」を削る。
- (11) 原判決書50頁8行目の「消滅時効の成否」の次に「- 1審原告●●●●について-」を加える。
- (12) 原判決書50頁10行目から54頁6行目までを次のとおり改める。

「(1) 1審原告●●●●の主張する損害賠償請求権は、不法行為に基づく損害賠償請求権であるところ、同請求権は、「被害者…が損害及び加害者を知った時」から3年間の消滅時効に服する（民法724条）。以下のとおり、1審原告●●●●の本訴請求債権について、本訴が提起された平成16年1月8日時点で既に3年の時効期間が経過していたことは明らかであるところ、1審被告は、1審原告●●●●の本訴請求債権について、消滅時効を援用する（1審被告は、平成16年5月17日の原審第1回弁論準備手続期日において消滅時効を援用する旨の意思表示をした。）。

- (2) 民法724条にいう「被害者…が損害及び加害者を知った」といえるためには、①被害者が、加害行為が不法行為であることを知ること、②被害者が損害を知ること、③被害者が加害者を知ることが必要である。

まず、「被害者が、加害行為が不法行為であることを知る」(①)とは、加害者の行為が不法行為であるとする判決が確定することも、勝訴を確信し得るだけの十分な資料に裏付けられた認識も必要なく、加害行為の行われた状況から一般人なら損害賠償請求をし得ると判断するに足る事実、すなわち、加害行為が違法である蓋然性を被害者において認識すれば足りる。

また、「被害者が損害を知」った(②)というためには、損害としてその額や程度まで知る必要はない。

さらに、「被害者が加害者を知」った(③)とは、加害者に対する損害

賠償請求が事実上可能な状況のもとに、その可能な程度にこれを知った時を意味するが、ここでいう加害者とは、民法715条1項の使用者も含む損害賠償義務者を指す。

そして、民法715条1項に基づく使用者責任による損害賠償請求権については、当該不法行為が「事業の執行について」なされたものであると判断するに足りる事実を認識することを要するところ、その認識の程度は、被害者が訴訟提起という手段に出て必ず勝訴すると確信するに足りる程度までは必要なく、一般人が当該不法行為が使用者の事業の執行についてなされたものであると判断するに足りる事実の認識で足りる。

- (3) 1審原告●●●は、平成12年11月22日、1審被告に対し、本訴1審原告ら代理人名義で、1審被告の違法な伝道・教化活動等によって献金をさせられ、損害を被ったとして、1審原告●●●の本訴請求に係る献金の一部について返還を請求する旨記載した内容証明郵便を送付した。このことからすれば、1審原告●●●は、同時点において、本訴請求に係る献金について1審被告に対して損害賠償請求をし得ると判断するに足る事実を認識していたといえる。

また、1審原告●●●は、本件訴訟において献金以外の項目（入教関係費及び物品購入費）についても損害である旨主張しているところ、前訴提起原告らが、前記1審原告●●●の内容証明郵便の送付より前の時点である前訴提起前に、1審被告に対し、本訴1審原告ら代理人名義で、1審被告の違法な洗脳により統一原理を真理と誤信させられた結果、又は、1審被告の信教の自由を侵害する公序良俗に反する違法な行為の結果、物品を購入させられたとして、物品購入代金相当額の返還を求める内容の書面を送付していることからすれば、1審原告●●●は、平成12年11月22日の時点において、入教関係費及び物品購入費についても、違法な伝道・教化活動及び販売活動に基づく損害である旨主張して1審被告に対して返還請求



をすることが可能であったというべきである。

1 審原告●●●の本訴提起は平成12年11月22日から3年以上を経過した平成16年1月8日であるから、1 審原告●●●の請求に係る本訴請求債権については消滅時効が完成している。」

(13) 原判決書54頁7行目、55頁7行目、13行目、19行目、22行目の各「原告ら」及び15行目の「信者原告ら及び近親者原告ら」をいずれも「1 審原告●●●」と改め、13行目及び22行目の各「いずれも」をいずれも削る。

(14) 原判決書55頁11行目の「開始するというべきである」を「開始するというべきであり、早くても前訴の札幌地方裁判所判決があった平成13年6月29日から開始するというべきである」と改める。

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、原判決と同様に、1 審原告●●●の請求は1147万9896円及びこれに対する1 審被告脱会後の日である平成14年11月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で、1 審原告●●●の請求は435万5094円及びこれに対する1 審被告脱会後の日である平成6年9月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で、1 審原告●●●の請求は2269万7259円及びこれに対する1 審被告脱会後の日である平成18年8月12日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で認容し、1 審原告3名のその余の請求及び1 審原告●●●の請求はいずれも棄却すべきであると判断する。その理由は、次のとおり補正するほか、原判決書「事実及び理由」欄の「第3章 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決書55頁26行目の「原告●●●」から56頁1行目の「原告ら」までを「1 審原告●●●」と、56頁3行目の「各原告」を「各1 審原告」と

それぞれ改める。

(2) 原判決書56頁10行目の「消滅時効の成否」の次に「- 1 審原告( ) 関係-」を加え、11行目を削る。

(3) 原判決書57頁1行目の「原告ら」を「1 審原告( )」と改める。

(4) 原判決書57頁3行目の「10月10日)」の次に「又は早くても前訴の札幌地方裁判所判決があった平成13年6月29日」を加える。

(5) 原判決書57頁16行目から21行目までを次のとおり改める。

「なお、1 審原告( )の本訴（甲事件）は平成16年1月8日に提訴されたこと、1 審被告が1 審原告( )の本訴請求債権について、平成16年5月17日の原審第1回弁論準備手続期日において消滅時効を援用する旨の意思表示をしたことは、当裁判所に顕著である。」

(6) 原判決書57頁22行目から74頁17行目までを削る。

(7) 原判決書74頁18行目の「原告( )」を「1 審原告( )」と改め、以下も同様とする。

(8) 原判決書74頁19行目の「献金を強いられた」を「献金を強いられ、民事上不法行為になる」と改める。

(9) 原判決書74頁22行目の「違法であること」を「違法であって不法行為となること」と改める。

(10) 原判決書74頁26行目の「また、」の次に「1 審原告( )は、上記のとおり、平成12年11月22日時点において、1 審被告信者らによる1 審被告の伝道・教化活動が違法であって不法行為となることを認識していたのであるから、違法な伝道・教化活動の下で行われた物品販売活動もまた違法であって不法行為となることを認識していたと認められる。更に、」

(11) 原判決書75頁2行目の「前記(1)エのとおり」から4行目の「主張しているのであるから」までを次のとおり改める。

「前訴において、前訴提起原告ら及び訴外( )は、遅くとも平成1

2 年未ころまでには、1 審被告が、対象者に対し、物品販売活動及び献金獲得活動者の対象として1 審被告の商材を購入させたり献金させたりするだけでなく、そうした経済活動に従事させることをも目的として、宗教団体であることを明確に否定しつつ、組織化され他の情報から遮断された環境に連れ込んで、対象者の自主的・主体的な判断力を奪った状態で一方的に統一原理の価値観を教え込み、判断の枠組みを変えた上で、経済活動をさせるという真の目的を受け容れ得る段階に至った後にその目的を明かすという違法な行為（不法行為）を行った旨主張していたと認められるから」

(12) 原判決書 75 頁 10 行目の末尾を改行して次のとおり加える。

「1 審原告●●●は、統一協会による伝道・教化活動が被勧誘者への不法行為であり、献金や物品購入等が損害であることは、統一協会の統一原理が真理であると信じていたため認識することができず、また、従前は、1 審被告を被告とする同種訴訟における裁判所の判断も分かれており、1 審被告の伝道・教化活動が不法行為になり損害賠償請求ができるという裁判所の判断が確立したのは、早くても平成 13 年 6 月 29 日の札幌地方裁判所の前訴判決以降であるから、それまでは、1 審被告による伝道・教化活動が不法行為になることを認識することはできなかつた旨を主張する。しかし、前記のとおり、1 審原告●●●は、平成 12 年 11 月 22 日時点又は遅くても同年末までには、1 審被告の伝道・教化活動及びその下で行われた物品販売活動が違法であることを認識しており、また、1 審原告●●●は 1 審被告の元信者であったから、被害内容及び 1 審被告又はその信者が加害者であることもまた認識していたと認められるから、遅くても同年末時点において、1 審被告に対し、本訴と同様の内容の損害賠償を請求することが可能であったと認められ、この権利行使を妨げる事情は見当たらない。不法行為であることを認識できたのは早くとも札幌地方裁判所の前訴判決日である旨の主張は、同判決日以前は、平成 12 年未までに認識していた事実を法に当てはめても、勝訴を確

信することまではできなかったという1審原告〇〇〇〇ないし上記弁護士の主観を主張するものにすぎず、このような事情は、権利行使が可能であることに何ら影響するものではなく、上記主張は採用できない。」

- (13) 原判決書75頁15行目から79頁5行目までを削る。
- (14) 原判決書79頁6行目の「第4」を「第3」と改め、7行目の末尾に「(争点③(損害の有無及び金額)を含む。)」を加える。
- (15) 原判決書79頁8行目から12行目までを削る。
- (16) 原判決書86頁10行目の「甲D1の4」の次に「。なお、1審被告は、1審被告の伝導では最初から教会名を明示して行っている旨主張するが、仮にそのような場合があったとしても、1審被告信者らが、ビデオセンターやセミナー等において、当初は統一協会であることを伏せて伝道・教化活動をしていたことが否定されるものではなく(両立する事実である。)、上記認定は左右されない。」を加える。
- (17) 原判決書92頁26行目の「原告〇〇〇〇本人」を「原審における1審原告〇〇〇〇本人」と改める。また、このほかに引用した原判決書中の本人尋問及び証人尋問は、いずれも原審におけるものである。
- (18) 原判決書99頁20行目の「前記」から22行目の「である」までを「物品を購入したと認めるためには、物の引渡し、代金の支払といった売買の要素について、物の存在を示すもの、あるいは代金支払を示す領収書等の客観的証拠が必要であるというべきである」と改める。
- (19) 原判決書100頁9行目から103頁20行目までを削る。
- (20) 原判決書103頁21行目を「(1) 1審原告〇〇〇〇」と改め、22行目の「原告〇〇〇〇」を「1審原告〇〇〇〇」と改め、後者は以下も同様とする。
- (21) 原判決書103頁26行目の「入学、」を「入学し、札幌市内の病院に勤めながら」と改める。
- (22) 原判決書111頁3行目を「(2) 1審原告〇〇〇〇」と改め、7行目の「原告

- 」を「1審原告●●●●●」と改め、後者は以下も同様とする。
- (23) 原判決書112頁4, 5行目の「因縁に恐怖を持つようになった」を「初めて因縁という言葉聞いて驚いた」と改める。
- (24) 原判決書115頁23行目から25行目までを削る。
- (25) 原判決書116頁17行目の「甲サ8」の次に「。なお、1審原告●●●●●は、献身の前段階であった旨供述するが（原審における1審原告●●●●●本人44頁）、活動状況に照らせば、前記第2章第2の5(3)カの献身者に当たると認められる。」を加える。
- (26) 原判決書118頁19行目の「8月」を「7月」と改める。
- (27) 原判決書122頁3行目の「(6)」を「(3)」と改め、「原告●●●●●を「1審原告●●●●●」と改め、後者は以下も同様とする。
- (28) 原判決書122頁9行目の「12月」を「10月」と改める。
- (29) 原判決書124頁7行目の「東23区」を「東二第3区域」と改める。
- (30) 原判決書125頁11行目の「平成18年」を「平成8年」と改める。
- (31) 原判決書125頁17行目の「相当である」の次に「（なお、1審原告●●●●●は、上記マイナス分等を含めて1審被告に献金した旨主張するが、これを認めるに足りる証拠はない。）」を加える。
- (32) 原判決書126頁19行目から24行目までを次のとおり改める。

「しかしながら、1審原告●●●●●は、統一協会員であることを夫に知られないように、家計費には手を付けなかった旨主張するところ、甲メ32号証の2ないし11によれば、1審原告●●●●●は、株式会社ジャックスから、平成10年9月10日に27万円借り入れて同年12月25日に完済し、平成11年8月24日に12万円を借り入れて同年12月15日に完済し、平成12年8月21日から同年12月9日まで3回にわたり合計20万円を借り入れて同月20日に完済し、平成13年2月24日に15万円を借り入れて同年3月14日に一括返済し、同年5月28日に5万円を借り入れて同年6

月11日に一括返済し、同年8月11日及び同月27日に合計15万円を借り入れて同年9月26日に一括返済し、平成14年1月4日に25万円を借り入れて同月9日に一括返済し、同年6月10日に40万円を借り入れて同月14日に一括返済し、同年10月3日に40万円を借り入れて同年11月29日に一括返済し、同年12月30日に35万円を借り入れて平成15年1月9日に一括返済したことが認められるが、上記の借入及び返済の状況に照らすと、家計費以外の原資で借入金を返済したと考えるのは困難であり、上記1審原告の主張を直ちに信用することはできない。また、甲メ51, 61, 110ないし121号証及び弁論の全趣旨によれば、1審原告は、平成14年末までは株式会社ジャックス及びシンキ株式会社から借入を行い、平成15年以降はそのほかの消費者金融業者等から多数回に渡って借入を行っていたことが認められるが、そのうち、株式会社ジャックスからの一定期間の借入のみが、1審被告に対する献金の原資とされたことを認めるに足りる証拠はない。したがって、上記の点についての1審原告の主張は採用できない。」

(33) 原判決書129頁2行目の「なお」から10行目の「認められない。」までを次のとおり改める。

「なお、1審原告は、上記の合計290万円（母である訴外から借り入れてした15万円の献金を除く。）のほかに、1審原告夫婦分として140万円を本殿聖地献金し（平成18年3月6日完納）、献金の合計が430万円となって天聖經を授けられる基準額に達した旨主張する。そして、甲メ46号証ないし48号証によれば、平成18年3月6日に1審原告が本殿聖地献金を達成したことが窺われ、1審被告も、1審原告が、同日、本殿聖地献金を達成するとともに、献金が天聖經を授けられる上記基準額に達したことを争っていない。しかし、上記140万円の原資に関する客観的証拠は見当たらず、また、上記290万円には同日にした

献金50万円が含まれており、これによってそれまでの献金と合わせて上記基準額に達した可能性もあるから、上記140万円の献金を認めることはできない。」

(34) 原判決書130頁7行目の「被告に対し」から8行目の「失当である」までを「これが1審被告の指示によって行われたことを認めるに足りる証拠はなく、1審被告に対する損害賠償請求は認められないから、上記主張は理由がない」と改める。

(35) 原判決書130頁12行目の「確かに」から15行目の「失当である。」までを次のとおり改める。

「確かに、1審原告●●●の預金口座から「FPUヘイワトウ」名義宛てに上記主張どおりの金額が振り込まれていること（甲メ51，52），平和統一聯合の英語名はFederation for Peace and UnificationでFPUと略称されること（甲メ122，123），平和統一聯合は統一協会の友好団体であること（甲82の94頁）が認められるが、友好団体であるということのほか、統一協会と平和統一聯合の関係は明らかではなく、1審被告ないし1審被告信者らの不法行為によって上記金額が振り込まれたことを認めるに足りる証拠はないから、上記主張は理由がない。」

(36) 原判決書131頁3行目の「違法であるというべきである」を次のとおり改める。

「不法行為を構成する違法なものというべきである（1審被告は、上記判断基準は、信者らが信仰心に基づき宗教的動機と目的を持って行った伝道や献金勧誘等の行為を、単に外形的に見て恣意的に判断するものであるから、信者の信教の自由を無視するに等しく違憲である旨主張するが、上記判断基準は行為を単に外形的基準に基づいて判断するものではなく、判断基準として妥当であって1審被告信者らの信教の自由を不当に制約するものではない

から、上記主張は理由がない。)」を加える。

(37) 原判決書132頁2行目の「見られたものである」の次に「(1審被告は、統一協会の教義を学んだきっかけについて、1審被告信者らが正体を隠して積極的に勧誘したのではない旨主張するが、教義を学んだきっかけが1審被告信者らの勧誘等によるものではなかった場合も、その後の伝道・教化活動が、統一協会の活動であることを隠して行われ、1審原告3名の信教の自由等を侵害するに至ったことに何ら変わりはない。)」を加える。

(38) 原判決書133頁26行目の末尾に続けて以下のとおり加える。

「なお、1審被告は、1審被告信者らによる伝道・教化活動の途中で自由に辞めた者がいるから、1審原告3名も辞めることができない心理状態ではなく、自由意思に基づいて統一協会において活動し、また、献金や物品購入等も自由意思に基づくものであった旨主張するが、1審被告信者らの伝道・教化活動に対して疑問を持って途中で活動を辞めた者がいたとしても、そのことは、1審原告3名が自由意思に基づかないで統一協会の教義に帰依させられるに至ったことを左右するものではなく、自由意思に基づかないで帰依した教義の影響下における献金や物品購入等もまた、自由意思に基づかずに行われたものであると認められるから、1審被告の上記主張は理由がない。

更に、1審被告は、① 1審原告●●●は平成2年10月にみずからの意思で1審被告を離脱し、その後、再度、1審被告の信仰を持つようになり、②

1審原告●●●もみずからの意思で1審被告を離脱し、元の交際相手と同棲するなど自由意思に基づいた行動をしていたことは明らかであり、その後、再度、1審被告の信仰を持つようになり、③ 1審原告●●●は、当時所属していた北北海道教区の教区長の対応が悪かったことから教区長に不信感を持ったというだけのことから、みずからの意思で1審被告を脱会したのであって、仮に、1審被告が、1審被告を離脱すれば地獄に堕ちるなどの教化をしていたら、上記のように1審原告らがみずからの意思で1審被告を離脱し



たはずはなく、また、1審原告らが、1審被告の信仰を再度持つようになったときには、信者としての正体を隠した伝道などの、1審被告信者らによる違法な伝道・教化活動があったとはいえない旨主張する。しかし、① 1審原告●●●は、当時の婦人部長に対する不信感から1審被告を離脱したものの、因縁等はいまだに信じていたのであって、その教義を捨てて統一協会を離脱したと認められず、その後、再会した●●●から、家系図によると先祖の因縁がきているなどと説明されてから、統一協会における活動を再開したのであるから（原審における1審原告●●●本人9頁ないし16頁等）、離脱前に受けた1審被告信者らによる伝道・教化活動の影響が、その後も離脱、再開時を通じて継続していたと認められる。② 1審原告●●●は、家族との関係から統一協会を偽装脱会せざるを得なくなり、居場所がなくなって元交際相手と同棲したのであり、統一協会の教義を信じていたため、元交際相手を救うためにも自分が統一協会とつながっていなければならないと思っていたところ、街頭アンケートをしていた1審被告信者に声をかけられ、それを機会に自分も統一協会員であることを明かして統一協会における活動を再開したのであり（原審における1審原告●●●本人18頁ないし20頁等）、1審原告●●●は、偽装脱会及びその後の活動再開時を通じて、統一協会の教義を信じ続けていたことが認められる。③ 1審原告●●●は、1審原告●●●が統一協会を脱会していなかったことが同人の夫に発覚したため、夫婦で統一協会の活動を続けられるように、当時の教会長に対して夫に会って欲しいと頼んだが、これに対する当時の教会長の対応が、統一協会の教義に反する愛のないものであったことから、そのときに統一協会の教義が偽りであると認識した旨供述しているところ（原審における1審原告●●●本人43頁、44頁）、このように、信頼していた組織の高位者の言動が当該組織の在り方と矛盾することに気付いたために、当該組織への猜疑心を持つに至ることは何ら不自然ではなく、1審原告●●●が述べる上記脱会理由は、1審被告信者

らの伝道・教化活動によって、脱会直前まで、1審原告[REDACTED]が自由意思に基づかないで統一協会の教義を信じていたことと矛盾しない。したがって、1審被告の上記各主張は採用できない。」

(39) 原判決書136頁10行目の末尾を改行して次のとおり加える。

「なお、1審被告は、献金や物品購入等の際、威迫や脅迫し、困惑させるなどしなかったから、1審原告3名は自由意思に基づいてこれらを行った旨主張するが、上記のとおり、1審原告3名は、自由意思に基づかず統一協会の教義に帰依させられ、献金や物品購入等をしなければ祝福されないという教義に拘束された状態で献金や物品購入等をしたのであるから、個々の献金や物品購入等の際に威迫等がされなくても、自由意思に基づかずにこれらを行ったと認められるのであり、1審被告の上記主張は理由がない。」

(40) 原判決書136頁11行目から138頁10行目までを削る。

(41) 原判決書138頁11行目の「第5」を「第4」と改める。

(42) 原判決書139頁22行目の「337」の次に以下のとおり加える。

「。1審被告は、川崎教区長の佐藤信二郎は、信徒会の責任者ではなかった旨主張し[REDACTED]の証人尋問調書（甲358の6頁）にもその旨の記載がある。しかし、同人の陳述書（甲337の13頁）には、川崎教域信徒会の責任者であった佐藤信二郎が、統一協会の教域長に就任した旨の、上記証人尋問調書の内容に反する記載があり、上記証人尋問調書及び陳述書によれば、[REDACTED]は1審被告側の証人であったと認められ、1審被告に有利な上記証人尋問調書における供述を直ちに信用することはできないから、上記主張は採用できない。」を加える。

(43) 原判決書141頁20行目の「第4」を「第3」と改める。

(44) 原判決書142頁5, 6行目の「天地正教における立ち振る舞いについて指示が出されていたこと」を「統一協会と天地正教の関連を知られないように、天地正教では、統一協会における原理用語を使わないように指示が出さ

れていたこと」と改める。

- (45) 原判決書142頁9行目の「相当である」の次に以下のとおり加える。

「(なお、1審被告は、1審原告がCB展で購入したペンダントは、統一協会の教義を学ぶ前であるから損害に当たらない旨主張する。しかし、1審原告は、昭和63年ころに天地正教のビデオセンターで因縁、先祖の在り方、幸福について学び、数名の先祖の供養を行ったことが認められるところ(原審における1審原告本人1頁)、上記の天地正教における学習は、1審被告の指揮命令によって行われたものと認められるから、上記学習後に1審原告がCB展において購入したペンダントは、統一協会における教義の学習前のことであっても、本件における損害であると認められる。)」

- (46) 原判決書142頁10行目の「第6」を「第5」と、142頁13行目の「第4」を「第3」と、143頁2行目の「第4」を「第3」とそれぞれ改める。

- (47) 原判決書146頁7行目の「約1年間にわたり」を「約1か月から約2か月の間」と改める。

- (48) 原判決書146頁15行目の「第4」を「第3」と改める。

- (49) 原判決書148頁15行目の末尾を改行して次のとおり加える。

「第6 1審被告及び1審原告らは、以上のほかにも証拠の取捨選択、事実認定及びこれらに関する評価等についてるる主張し、それぞれ上記の認定及び判断を非難するが、本件の証拠関係に照らせばいずれの主張も理由がなく、上記認定及び判断を左右しない。」

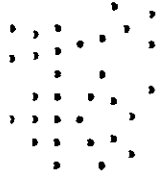
- 2 よって、原判決は相当であり、本件各控訴及び各附帯控訴はいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

札幌高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官 佐 藤 道 明

裁判官 古 河 謙 一

裁判官 三 宅 康 弘



これは正本である。

平成 27 年 10 月 16 日

札幌高等裁判所第2民事部

裁判所書記官 渡 邊 裕 一